

平成29年6月定例教育委員会会議録

1. 日 時 平成29年6月2日（金）午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員 教育長 奥 真弥
教育長職務代理者 北浦 秀樹
委 員 南 一早枝
委 員 畑谷 扶美
委 員 山下 潤一郎
委 員 中村 スザンナ
委 員 赤坂 敏明
4. 説明のため出席した職員の職、氏名
教育部長 上野 正一
文化財担当理事 鈴木 陽一
スポーツ推進担当理事 谷口 洋子
教育総務課長 檜葉 浩司
教育総務課教職員担当参事 十河 統治
教育総務課施設担当参事 福島 敏
教育総務課給食担当参事 藪 剛司
学校教育課長 上田 和規
学校教育課学校指導担当参事 明渡 賢二
生涯学習課長 古谷 文彦
青少年課長 山隅 唯文
スポーツ推進課長 山路 功三
(庶務係) 教育総務課長代理兼係長 北庄司 俊明
5. 本日の署名委員 委 員 山下 潤一郎

議事日程

(報告事項)

報告第16号 教育委員会後援申請について

報告第17号 教育委員会後援実施報告について

議案第16号 泉佐野市立公民館条例の一部を改正する条例制定について (生涯学習課)

議案第17号 泉佐野市立青少年センター条例の廃止について (青少年課)

(午後2:00開会)

奥教育長

ただ今から平成29年6月の定例教育委員会議を開催します。

本日の傍聴はありません。

本日は委員全員が出席しているため、会議が成立しています。

本日の会議録署名委員は、山下委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議に入ります前に、5月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がありましたら、お願いいたします。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、畑谷委員は後ほど署名をお願いします。

奥教育長

それでは、本日の審議に入りたいと思います。

まず、報告第16号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

樫葉教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料第16号に基づいて説明。

新規 1件、継続 9件の事業内容について一括で報告

奥教育長

ただ今の教育委員会後援申請について、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

奥教育長

よろしいでしょうか。

無いようでございますので、以上で報告第16号を終わります。

次に、報告第17号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。

報告をお願いします。

檜葉教育総務課長

報告第17号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。報告資料17「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。報告件数は今回7件でこれらはいずれも以前に教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第17号をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただいま報告がありましたが、委員の皆様でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第17号を終わります。

続いて議案審議にうつります。

まず、議案第16号「泉佐野市立公民館条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

古谷生涯学習課長

議案第16号、泉佐野市立公民館条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

現在の北部市民交流センター内に、複合施設として、社会教育法第20条に定める公民館「北部公民館」を併設します。公民館を新たに設置しようとする場合は、公民館条例に規定し、その「名称」と「位置」を示す必要がございます。北部市民交流センターと北部公民館は複合施設としてその運営は明確に区分できるものではないですが、公民館の位置づけとして、その場所は区分する必要がありますので、建物1階部分を公民館とします。ただし、公民館図書室部分については、現行の図書館との一体運営が望ましいため図書館条例施行規則で規定する予定です。今回の条例改正は、第三中学校区に新たに公民館を設置することから泉佐野市立公民館条例の改正が必要になったためでございます。

それでは、改正条文に沿ってご説明申し上げます。資料として条例新旧対照表を配布しておりますので、あわせてご覧ください。

泉佐野市立公民館条例の一部を次のように改正するものがございます。別表第1に次のように加えますのは、泉佐野市立公民館条例第2条「公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。」とした条文に対応したもので、名称を「泉佐野市立北部公民館」とし、位置を「泉佐野市下瓦屋22番地の1」に置くものであります。

次に、別表第2に次のように加えますのは、泉佐野市立公民館条例第10条「公民館を使用する者は別表第2に掲げる使用料を前納しなければならない。」とした条文に対応したもので、北部公民

館の貸室の使用料について追加するもので、第1会議室は1時間300円、第2会議室は200円、料理室は300円を使用料とするものでございます。

続きまして、附則として施行期日を規定するものでございます。「この条例は平成30年4月1日から施行する。」としています。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

奥教育長

ただいま、生涯学習課長より説明がありましたが、委員の皆さままで、ご質問等がございましたら、お願いします。

中村委員

第1講座室・第2講座室は佐野公民館と長南公民館にもそれぞれあるのですが、使用料を見ますと、1時間200円とか1時間300円とかの違いがあります。部屋の大きさや設備の違いでしょうか。

古谷生涯学習課長

おっしゃる通り、部屋の大きさによって値段を決めています。

中村委員

それぞれの公民館の講座室は同じ大きさなのですか。

古谷生涯学習課長

1つは概ね60㎡で、300円の方になります。200円の方は概ね40㎡の講座室になります。料理室につきましては、市内の公民館すべてが300円でございます。

中村委員

北部公民館には和室がないということですね。

古谷生涯学習課長

複合施設ですので、公民館施設としての和室はございませんが、市民交流センターとしての和室はございます。それは、自由に借りていただけます。

赤坂委員

北部地区の公民館の問題は、ずっと長いこと地域の要請に基づいて、下瓦屋の税務署跡に建てるとか、あっちがいいとかこっちがいいとか、議論されていた問題だと思います。結局は、北部地区の町会の皆さんとかの同意を得て、この北部交流センターの中で公民館を新設するという事に落ち着いたということですね。

古谷生涯学習課長

最終的には、そこで場所は落ち着いたということでございます。

奥教育長

よろしいですか。他にございせんか。

無いようでございますので、議案第16号「泉佐野市立公民館条例の一部を改正する条例制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

奥教育長

次に、議案第17号「泉佐野市立青少年センター条例の廃止について」を議題といたします。
説明をお願いします。

山隅青少年課長

議案第17号「泉佐野市立青少年センター条例の廃止について」ご説明申し上げます。

青少年センターにつきましては、来年4月1日をもって、南部市民交流センターに機能移転されることになっております。それに伴い、現在の青少年センターは廃止ということになり、条例につきましては、資料で示しています「泉佐野市立市民交流センター条例の一部を改正する条例制定について」が、担当の人権推進課から6月議会に上程される予定になっております。

そして、この条例に別表 南部市民交流センターの本館の会議室等の改定についての部分があり、その一番下段のところに「青少年分館」がございまして、これを「青少年センター」という名称に改めるということになっております。

そして、附則の2番におきまして、「泉佐野市立青少年センター条例は廃止する。」ということで、こちらの附則の方で条例の廃止が周知されることになっております。

また、現在の青少年センター条例の廃止に伴い、条例の施行規則についても同時に廃止ということになります。

説明は以上でございます。

奥教育長

ただいま、青少年課長から説明がありましたが、委員の皆さまで、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

無いようでございますので、議案第17号「泉佐野市立青少年センター条例の廃止について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました

奥教育長

続いて、その他に移らせていただきます。

「末広パークビレッジ整備運営事業について」、スポーツ推進課から説明をお願いします。

谷口スポーツ推進担当理事

非常にご報告の方が遅くなって申し訳ございません。以前、ご報告させていただいたのですが、現在、指定管理者制度を導入している市民総合体育館と健康増進センターを、PFI事業ということで末広公園全体を一括して事業者募集するという話が出ております。

末広公園という都市公園の中の一施設という位置づけで、大きくは都市公園法等に左右されるということですか、土地の方が、ほぼ近畿財務局の国有地を無償で借りているということで、法律的な縛り等もございまして、いろいろと協議をしながら、紆余曲折して、現在に至っております。

この5月31日に市のホームページにおいてPFI事業ということで募集要項を発表させていただいたという状態となっております。スケジュールとしては、6月に入りましたので、募集要項が多岐に渡っており、いろいろ疑問点もでるかもしれないということで、質問受付の期間になっております。その質問に対する回答を6月末に行います。7月の10日から12日まで、募集要項にしたがって参加しようと思う企業に参加表明書を提出していただき、その企業が事業をするに堪える事業者かどうか、こちらで精査させていただきます。OKであれば、8月末までに提案書を提出していただいて、9月に審査委員会で優先交渉権者を決定していただくというふうになっております。

一体的にということになりますと、かなり広範囲にわたりますので、SPCという特別な企業を組んでいただくという形で、1社でなかなか応募は難しいのかなと思っております。

資料裏の図面をみていただきますと、皆さんご存知かと思うのですが、黒い線で囲っているところが末広公園で、26号線を挟んで向かいにある駐車場と防災公園の方も一体的に今回の対象になっております。

体育館の下の網掛けで濃くなっている場所が、現在、コミュニティ広場になっておりまして、今回、より効率的な健康増進のためにということで、ここに健康増進のための温浴施設を建設するという形にさせていただいております。健康増進センターのブランドと一体的に活用することによって、より市民の方に有効でかつ健康増進のために役立ててもらおうというもので、市の持ち出し金はPFI事業ということで今回無しとなります。

今のところは、国の土地ですので、事業所が営利のために運営するということができないので、一旦名義を泉佐野市の方に譲っていただきます。その代わりに、運営の方を、何の支障も無ければ20年間行なっていただき、その中で建設費用とランニングコストを賄っていただくという形になります。

募集の提案としては、グラウンド・駐車場、それから体育館・健康増進センターも同じように指定管理を受けていただくのですが、例えば、駐車スペースが少ないのではないかとということで立体駐車場を作り、これだけの台数があればまかなっていけるというふうな提案をいただいたり、ある

いは、体育館は今、無極灯という電球を使っているのですが、今後はLED化でもっと環境に配慮して、経費の縮減をしたりしますよ、あるいは健康増進センターで稼働率の悪い部屋をスタジオ等に改築して、もっとたくさんの方にヨガなどの教室を受けていただくようにしますよというふうな提案をしていただき、そのための改築等につきましても事業者さんの資金で賄っていただいて、今後の運営によってその分の費用を回収していただくこととなります。

又、提案の上限額があり、現在、体育館、健康増進センター、公園等を委託している費用を上限としまして、市としては、そちらのコストも少しでも安くなり、新しく施設を建ててもらってという、虫のいい話ですけど、そういったことで事業を募集させていただいております。

上手くいけば、9月の審査委員会で優先交渉権者を決定し仮契約を結んで、12月議会の方で承認がもらえれば具体的に引き継ぎ等を行い、来年4月1日から全体的な管理をしてもらう形に移行したいと考えております。

今までの指定管理は結構市で細かいことを決めていたと思います。もちろん、そういうことも大事なのですが、その場合なかなか思い切った運営ができないというご意見もいただいておりますので、20年、都市公園法でいうと指定期間が10年なので、10年、10年になるかもしれないですけども、長いスパンで運営していただけるということになっていきますので、より効果的な民間のアイデアが出てくるのではないかと期待をさせていただいているところでございます。

報告は以上です。

奥教育長

只今の報告について、ご質問があればお願いいたします。

赤坂委員

温浴施設をもう少し平たい言葉で言い替えたら、どういうことですか。

谷口スポーツ推進担当理事

厚生労働省が健康増進施設としての温浴施設という位置づけをする認可制度があります。平たく言うと、普通の共同浴場とは違い、スーパー銭湯みたいな感じですけども、ただ単に普通にお風呂に入るのではなくて、例えばヨガの部屋もあって、その後お風呂に入るとか、お風呂自体がリハビリ施設機能を持ったものであるとか、温泉を使って何かそういったものをするとか、健康増進の目的のための機能を備えているものと考えています。

赤坂委員

と言うことは、スーパー銭湯の業者や、スポーツジムの業者も含めて、応募があるということですか。

谷口スポーツ推進担当理事

多分、建物建築の大きな会社があって、体育館や健康増進センター、周りの木や駐車場も含めてグラウンドの管理運営が出来る業者、お風呂の運営が出来る業者というように、いろんな業者が一緒に組んで、手を挙げていただけるような形になると考えております。

奥教育長

複合体みたいになるのですね。

谷ロススポーツ推進担当理事

そうです。現在の健康増進センター・体育館にしても、セントラルスポーツが管理運営ということで、事業を行っていますけれども、ボイラーが壊れたという時には、南海ビルサービスが来て修理を行ったり、設備の点検をしているということですので、当然、施設設備、管理運営、建築といった、いろんな業者が共同体を組んで応募していただくというイメージになっております。

中村委員

車の進入が国道側だけで、他の道は狭く、すぐ住宅地が広がると、周辺の交通が少し厳しいと思います。その辺のことも考えて、地域とのやりとりも含めてお任せするということですか。

谷ロススポーツ推進担当理事

募集要項の中で、周辺環境への配慮という項目も入っております。お風呂が建つと今の入口だけでは、駐車でかなり問題になると思うので、どこに道路を切って車が入れるようにするのかなども、当然、業者さんには考えていただいて協議をしていくということになると思います。

赤坂委員

ボーリングというか、地下の調査はしているのですか。仮に温泉的な要素があれば、温泉という名前もつけられるわけですね。

谷ロススポーツ推進担当理事

まだ、ボーリング調査はやっていません。

管理運営の指定管理は4月1日から始まるのですけれども、いつまでに新しい建物は建ててくださいというのはありますので、業者が決まってから、ボーリング調査をおこなったり、建物を建てたりだとかの工事が始まり、新しい健康増進のための浴場については1年半ぐらい先になるのかなと考えております。

山下委員

この下がちょうど飛行場跡で、発掘したら何か出てくるかもという話を聞きましたが、そういった歴史的なことも保存出来ないでしょうか。

鈴木文化財担当理事

調査は、空港連絡道路の調査などで、大阪府の方で実施されています。滑走路跡というのは具体的には発見されていないのですけれども、調査したら、検出される可能性もありますが、その件については、こちらの方で改めて検討させていただきます。

奥教育長

他にありませんか。

無いようですので、教育長報告に移らせていただきます。

前回の6月の校園長会での指示・指導事項について報告させていただきます。

初めに、日根野中学校における理科授業の事故の件につきまして、概略を話させていただきます。報道等でご存じだと思いますが、5月10日に日根野中学校の第1限目で行われた理科の時間において、鉄と硫黄を化合させ、硫化鉄という別の物が生成されるという実験の中で、それを確かめるために塩酸を硫化鉄に加えると、硫化水素が発生するのですが、少し手順が教科書通りになっていなかったなど、いくつか課題があり、それで、気体の発生により、気分が悪い、鼻が痛い、のどが痛い等の症状を訴える子どもが出てきましたので、学校が判断して、病院の方に8人が搬送されるという事態を招きました。

そして、人数が多かったということもあり、病院から警察へ連絡、警察から報道提供という形になりました。子どもに重大な害をあたえるような事故にはならなかったのですが、いくつかの反省点もあり、本当に二度とこんなことを起こしてはならないということで、我々も記者会見にのぞませていただきました。

事故後の対応といたしましては、事故が起こった授業の検証をした上で、既に、5月23日に中学校も小学校も含めて理科の担当者を全て集め、何が問題で、今後どうしていかなければならないのかということをご指導させていただきました。

また、5月31日の校園長会におきまして、安全管理については日常的にはやっているのですが、今一度、先生方が常に安全ということを意識していくことができるよう、環境整備あるいは定期点検等を含めて、何か工夫をとということで、私の方から指導させていただきました。

しかしながら、昨今、理科の関心、意欲を喚起しなければならないと言われていたなか、こんなことがあったからと、後ろ向きになってしまわないように、理科の担当教諭については、そのことも含め、きちんと研修をしていかなければならないと考えております。

続いて、議会についての報告は記載のとおりでございます。

次に、国際交流等への教員の派遣についてですが、モンゴルとオーストラリアの現時点で決まっている人選については記載のとおりです。

続いて、管理職候補についてということで、これは本当に近々の非常に大きな課題となっております。校長には常日頃から管理職の育成について話をさせていただいているのですが、29年度の市1次の受験者は現場から6名ということでございます。

29年度で退職等される校長は3名で、教頭が2名ということで、必要数が5名となり、とにかく現場の方からあがってもらわなければなりません。受験者が6名で必要数が5名ということですから、すべて通っていただいて、なんとか対応できる形になってきます。

30、31、32年度の必要数も書いておりますが、現在の40代半ばの教員が少ない中、早くから準備をする必要がございますので、今後は若手で30の中盤位から管理職を意識していただき、管理職はより一層苦勞をかけるような職なのですが、頑張ってみようという先生方を育てていきたいと考えております。

その他の1番目、教育計画についてということで、教育計画は全ての学校から出してもらって

るのですが、常に教職員がそこに立ち返るものであり、そこに学校の精神が表れていますので、校長のビジョンというか、単年度であってもその年の校長先生の思いをもっともっと表していただけたらという私の要望をさせていただきました。

2番目、選挙出前授業は、何校かお世話になっているのですが、来年度は市議会議員の選挙がございますので、12月までに出前授業をお願いしたい、年を明けると選挙の対応でなかなか出来ないのということございます。

3番のプール指導について、既に学校水泳は始まっていますが、これも先ほどの理科と同じく安全に十分注意していただくことをお願いと、健康増進センターを中心に使っているのですが、バスの乗降から、入館時と退館時ですが、市民の利用者の皆さんに迷惑をかけているところもあるので、重々気をつけてくださいと指導させていただきました。

4番目の防災士研修の参加については、非常に日程的な無理を言っているわけなのですが、前回お願いしまして、現在26名の小中学校から参加が申請されております。とにかく必要なことですのでという話をさせてもらって、再度呼びかけを行いました。

報告は以上でございます。

私からの報告で何かご質問等ございますか。

無いようですので、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。次回の7月定例教育委員会会議は、7月7日の金曜日、午後2時から、市役所4階 庁議室で開催いたします。

それでは、これをもって本日の会議は終了いたします。

(午後2時45分閉会)